

久米島町小児歯科治療渡航費助成に関する変更について

助成範囲について

令和5年1月1日受診分より、**虫歯治療のみ**助成対象となります。
定期検診やフッ素塗布、クリーニング、歯石除去などの予防歯科に該当するものは、助成対象外となりますのでご注意ください。

久米島町で実施している歯科検診について



久米島町では未就学児向けに**無料**で歯科検診を実施しています。
毎年、1月・5月・9月に実施している乳幼児健診に合わせて1歳～未就学児向けの歯科検診を行っています。

また、保育所(園)(6月・11月)、幼稚園・小学校(5月・10月)では年2回歯科検診を行っています。
久米島町・学校が実施している歯科検診を受診して口腔内のケアに努めましょう!!

小児歯科治療渡航費助成に関する注意点

R4.12.1

提出書類について

※申請に関する様式及び添付書類台紙をホームページからダウンロードできるようになりました。
※ダウンロードができない方は、福祉課にて申請様式及び台紙を受け取ってください。

申請をする際は、**事前に以下のものを揃えて窓口へ提出**するようお願いします。

- ① 様式第1号・申請書(初回のみ)への記入が済んでいること。
- ② 様式第2号・請求書(2回目以降は請求書のみ)への記入が済んでいること。
- ③ 添付書類台紙に領収書や搭乗証明書などの貼付けが出来ていること。

交通費の添付書類において、①領収書及び②搭乗券又は搭乗証明書の原本又は写しの提出を忘れず
をお願いします。

飛行機利用の場合、**eJALポイントやクーポンなどの利用があった場合は、助成対象外となります**
ので、ご注意ください。

飛行機の領収書は、自動発券機又はカウンター発行のものを提出お願いします。

インターネット発行の領収書の場合、適切な往來の確認や支払い手段が確認できない場合は、助成対象外となります。

提出方法について

商工観光課で小児運賃還付の手続きを済ませ、小児歯科治療渡航費助成の申請をお願いします。

① 小児運賃還付手続き
(商工観光課)



② 小児歯科治療渡航費助成申請
(福祉課)

【お問合せ】久米島町福祉課 ☎ 098-985-7124